

高松市水産物消費拡大促進業務委託仕様書

1 目的

本仕様書は、高松市水産物消費拡大促進業務委託に関し、高松市（以下「委託者」という。）と受託者との間の基本的事項を定めるものとする。

2 業務名

高松市水産物消費拡大促進業務（以下「本業務」という。）

3 履行場所

高松市番町一丁目地内ほか

4 業務期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

5 業務内容

水産物の消費量が減少する中、本市で水揚げされる多様な水産物の認知度を高め、その消費拡大を図るため、調理系の学校等と飲食店のコラボレーションにより、魚介類の料理の中でも人気の高い、海鮮丼を中心としたレシピ開発や開発過程の動画を配信するなどに取り組むために以下の業務を実施するもの

(1) 調理系の高校・専門学校（以下「学校等」という。）と飲食店のコラボによるレシピ開発

ア 企画に参画する学校等、飲食店の募集

- ・学校等及び飲食店については、公募等により幅広く募集すること
- ・学校等及び飲食店については、それぞれ3以上の参画とし、3つ以上のマッチングを行うこと

イ 海鮮丼等のレシピ開発

- ・上記アのマッチングにより、海鮮丼等のレシピを開発すること
- ・海鮮丼のレシピの開発に当たり、地元で水揚げされる水産物3品目以上及び「高松産ごじまん品」など地元で収穫され市場流通している青果物1品目以上を使用すること。
- ・レシピ開発の支援（調整、会議運営、材料調達等）を行うこと

ウ SNS 発信を目的とした開発過程のショート動画の作成

エ 上記イについて動画作成

- ・1マッチングについて1本（1分程度）のレシピ紹介動画を作成すること
- ・動画については、高松市 HP（たかまつムービーチャンネル）に掲載することを想定したものとすること

(2) 量販店店頭でのPR

ア 量販店で掲載するポスター制作

- ・上記(1)イを活用し、本市で水揚げされる多様な水産物の認知度を高め、その消費拡大を図るためのポスターを作成すること（秋、冬、春で各200枚）
- ・量販店への掲載依頼を行うこと

イ 上記(1)エで制作した動画について、量販店店頭で常時放映すること

（量販店（複数の企業に属する店舗を含む）のうち、設置台数は1店舗につき1台とし、総設置台数は約10台とする。）

(3) SNS 運営（企画の進捗状況を SNS で定期的に発信）

- ・独自のアカウントを作成し、令和8年10月以降、週1回程度の記事投稿すること
- ・記事投稿に当たっては、本業務運営を通じ撮影した写真、映像を活用すること
- ・投稿記事は、文字情報及び映像情報を合わせたものにする

(4) その他

本業務については、インフルエンサーの発信力に依存した企画ではないため、本業務の委託料については、インフルエンサーが出演し調理を実演するなどインフルエンサーが主役となる動画の制作への充当は認めない。ただし、委託料の充当はないが、独自提案については、妨げるものではない。

6 成果品

(1) 中間報告書の提出

中間結果報告に当たっては、令和8年10月末日までに、5の(1)～(3)に記載された内容について進捗状況を取りまとめた中間報告書を提出すること。

なお、令和8年10月頃の市長定例記者会見において、5の(1)～(3)に記載された内容を公表する「キックオフイベント」を実施し、その後、5の(1)イ～エ、(2)、(3)についての情報を解禁する。

(2) 最終報告書の提出

成果品として、令和9年3月26日までに、以下のものを提出すること。

なお、本業務の成果品は、受託者又は第三者に著作権又は著作権等が発生するものを除き、すべて委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく成果品を公表し、又は貸与してはならない。なお、SNS等で既に公表されている動画等のコンテンツについては、委託者の事前の許可なく公表を停止、削除、または非公開設定を行ってはならない。

ア 業務報告書（A4判） 3部

イ 本業務実施に伴い収集した各データ

ウ 上記(ア)(イ)電子データ（CD-R） 1枚

(3) その他、委託者の求めに応じ、進捗状況の報告、参考資料・データ等を適宜提出すること。

7 一般共通事項

(1) 適用範囲

この仕様書は、高松市水産物消費拡大促進業務委託に適用する。また、この仕様書に規定のない事項については、業務委託契約書に定めがあるもののほか、委託者と受託者が協議調整を行い、互いに誠意を持って対処する。

(2) 業務の実施条件

ア 業務は、本仕様書に基づいて実施すること。

イ 業務の実施に当たっては、市と十分な連絡を保ち、基本方針については市の指示及び承諾を受けるものとする。

ウ 業務の実施に当たっては、関係法令、適用基準等を遵守すること。

エ 協力事務所を使用する場合は、市と協議し、承諾を受けること。

オ 業務に関し疑義が生じた場合には、速やかに市と協議すること。

カ 業務の一部を再委託する場合は、書面により市に申請し、許可を得ること。ただし、業務の主たる総合的な企画及び業務遂行管理は再委託してはならない。

キ 市から貸与された資料等については、市の許可なく複写又は貸与等してはならない。

ク 受託者は、本業務の遂行上知り得た一切の内容について、第三者に漏らしてはならない。

(3) 工程表等の提出

ア 受託者は、契約締結後、速やかに以下の書類を提出し、市の承諾を受けること。

(ア) 業務着手届

(イ) 業務概要

(ウ) 業務工程表

(エ) 業務の実施方針

(オ) 業務の実施体制

(カ) 打合せ計画

(キ) 担当者一覧表

(ク) 協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者一覧表

(ケ) その他、市が必要に応じ、指定する書類

イ 受託者は、アに定める書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに市に文書で報告し、市の承諾を受けなければならない。ただし、ア(キ)については、退職・死亡等、やむを得ない事情がある場合以外については、プロポーザル時において記載・提出した者を変更することは認めない。

(4) 打ち合わせ記録簿

市、事業協力者、関係官公署等との協議を行った場合は、速やかに記録簿を作成し、その都度、市の文書で報告すること。用紙はA4判とし、最終時に全てまとめて製本し提出すること。

(5) 検収

ア 業務が終了した時は、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、市の検収を受けること。

- イ 業務終了期限前であっても、市があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までに、その時点における成果品を提出し、検収を受けること。
- ウ 委託者は、検収合格後適法な請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払う。

(6) 軽微な変更

仕様に関する軽微な変更については、受託者は市の指示により作業を進めること。この場合、委託契約書の規定にかかわらず、「業務委託料」及び「履行期限」の変更はないものとする。

(7) 不当要求行為の排除対策

受託者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

イ 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

ウ 受託者が業務を再委託した業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受託者に報告するよう当該業者を指導すること。また、当該業者から報告を受けたときは、委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(8) 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件を確保に関しては、次によること。

なお、オ以外は法定事項である。

ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

イ 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

エ 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。

オ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

カ アからオまでに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

8 その他

(1) 事故報告

受託者は、本業務遂行中に生じた諸事故に対し、一切の責任を負うものとする。また、万一諸事故が発生した場合には、発生原因、経過及び被害内容等の状況を直ちに委託者に報告しなければならない。

(2) 損害賠償

受託者は、本業務の実施に関し委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

9 公正な職務の執行の確保について

本業務の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、本市の内部公益通報制度により通報することができる。

通報にあたっては、電子メール (naibu.tuho.shinsakai@nifty.com) 又は書面を高松市公正職務審査会（総務局コンプライアンス推進課内）に提出すること（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。）。

※本市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」及び同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、高松市契約監理課ホームページに掲載している。